

## サポート情報

平成 25 年 10 月日  
 エプソン販売株式会社  
 サポートセンター

### 法人税顧問 Ver.H25.20 第六号様式別表九の計算の問題について (対応版プログラム Ver.H25.21 ご提供のご連絡)

法人税顧問（スタンドアローン版／ネットワーク版）Ver.H25.20 で確認されました第六号様式別表九の計算に関する問題、および対応版プログラム（Ver.H25.21）の発行につきまして、下記のとおりご連絡いたします。ご多忙中誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認くださいませようお願いいたします。

皆様にご迷惑をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

敬具

記

#### 1. 該当するお客様

第六号様式別表九の当期分の「④欠損金の繰戻し額」欄に金額がある場合に以下の問題が発生します。

#### 2. 問題の内容

第六号様式別表九の当期分の青色欠損金の「⑤翌期繰越額」の計算方法に誤りがありました。

青色申告の場合で確定および修正申告のときは、欠損金の繰戻し額があった場合に「④欠損金の繰戻し額」欄には「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「(2)同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額」の金額を転記しています。このとき「⑤翌期繰越額」の計算において、「③控除未済欠損金額等又は控除未済」から「④欠損金の繰戻し額」を差し引いた金額を算出していました。

入替	事業年度	区分	控除未済欠損金 ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
1	～	「欠損金等」 「災害損失	0	0	
		⋮			
9	～	「欠損金等」 「災害損失	0	0	0
		計	0	0	0
当期分	欠損金額等・災害損失金	<input checked="" type="checkbox"/> 欠損金等 <input type="checkbox"/> 災害損失	1,000	欠損金の繰戻し	
	同上のうち	災害損失金	0		0
		青色欠損金	1,000	300	700
		合計			700

第六号様式別表九の帳票に印字されている「⑤翌期繰越額」の計算式は「③-④又は別表 11(17)」とあり、④の金額を差し引く表記になっています。

ただし、事業税では欠損金の繰戻し還付の制度はありませんので、当期分の青色欠損金の「⑤翌期繰越額」に関しては、「③控除未済欠損金額等又は控除未済」の金額（上記例では 1,000 円）をそのまま転記すべきでした。

### 3. 回避方法

回避方法はありません。プログラムのバージョンアップが必要です。

#### (1) 10月申告で、前述「1. 該当するお客様」の条件に該当する場合、

次のいずれかの方法で申告をお願いします。

既にVer.H25.20で申告済みの場合は、大変恐縮ですが再提出をお願いします。

- ・ 対応版プログラム (Ver.H25.21) にバージョンアップしてから申告を行ってください。
- ・ 当期分の青色欠損金の「④欠損金の繰戻し額」を上書きで0円に変更し、③と⑤の金額が一致していることを確認してから印刷し、「④欠損金の繰戻し額」を手書きで記載した上で申告を行ってください。

#### (2) 11月以降申告の場合

対応版プログラム (Ver.H25.21) にバージョンアップしてから申告を行ってください。

### 4. 対応版プログラム (Ver.H25.21) のご提供について

法人税顧問Ver.H.25.20のご提供方法 (CD-ROM、もしくはマイページダウンロード) に合わせて対応版プログラムをご提供いたします。 日程等は下記をご確認ください。

※バージョンアップの対象バージョンは、Ver.H25.20になります。

※スタンドアローン版の場合、プロダクトIDはVer.H25.20で提供されているものを使用できます。

※ネットワーク版の場合、ライセンスキーはVer.H25.20で提供されているものを使用できます。

※ネットワーク版の場合、クライアントプログラムのバージョンアップになります。

データベースプログラムはVer.H25.20のままとなります。

なお、現在公開しています法人税電子申告プログラム (Ver.H25.2.e4) に変更はありません。Ver.H25.21 にバージョンアップ後も「Ver.H25.21.e4」としてそのまま使用できます

#### (1) CD-ROM製品をご利用のユーザー様

Ver.H25.20をCD-ROMでご提供しているお客様に、対応版プログラム (CD-ROM) をご提供します。

平成25年11月11日(月)に発送予定です。

#### (2) マイページからのダウンロード製品をご利用のユーザー様

平成25年10月28日(月)の9時より対応版プログラムを公開いたします。

マイページよりダウンロードをお願いいたします。

#### ■タビスランドからのダウンロードによるご提供■

平成25年10月28日(月)の9時より、弊社ホームページ「タビスランド」にて対応版プログラムを公開します。

CD-ROMでご利用のお客様で、お急ぎの場合はこちらをご利用下さい。

(ダウンロードサイト) : <http://www.tabisland.ne.jp/support/Download.nsf/FMList>

弊社ホームページ「タビスランド」 (<http://www.tabisland.ne.jp/>) から、  
「サポート (Q&A・ダウンロード)」→「応援シリーズ」→「ダウンロード」→「230. 法人税顧問」 (または「235.法人税顧問 ネットワーク版」) を選択してください。

## 5. 電子申告時の第六号様式別表九のファイル出力について（電子申告のよくあるお問い合わせ）

現在お客様からのお問い合わせが多い、第六号様式別表九の電子申告でのファイル出力の動作について、本書であわせてご説明いたします。

なお、本内容は今回法人税プログラム本体で確認された第六号様式別表九の障害と関係はありません。  
後述のとおり、地方税ポータルシステムより公開されている読み替え表にあわせた正常な動作になります。

Ver.H25.2では、地方税の新様式に対応しました。

平成25年10月現在、地方税の受付システムである地方税ポータルシステムでは新様式には対応していないため、旧様式の項目への読み替え表が公開されています。

法人税電子申告プログラムVer.H25.2.e4では、公開されている読み替え表にあわせた旧様式への読み替えによる電子申告出力に対応しています。

読み替えできない項目に入力がある場合は、書面での提出が必要となります。

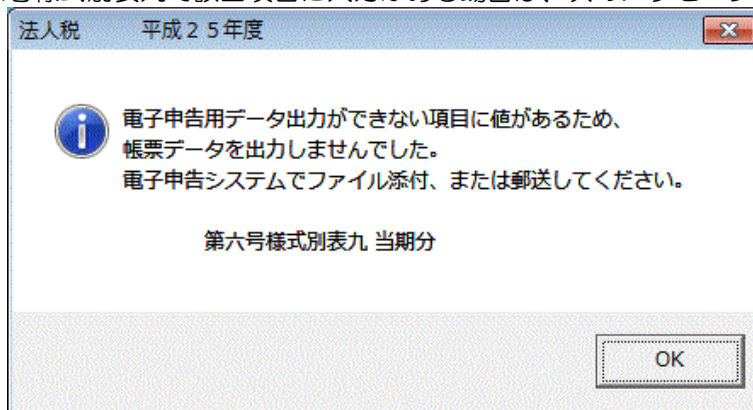
弊社法人税システムで対応している様式のうち、該当する様式は次のとおりです。

様式	書面による提出が必要な条件
第六号様式別表五	「中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額(30)」に入力がある場合
第六号様式別表九	「当期分」の「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金(3)」に入力がある場合 (システムでは「当期分」のいずれかの項目に入力がある場合にファイル出力しません)

該当項目に入力がある場合は、メッセージを表示してファイル出力しません。

電子申告システムでファイル添付していただくか、法人税システムで印刷して郵送等で提出してください。

第六号様式別表九で該当項目に入力がある場合は、次のメッセージが出力されます。



地方税ポータルシステム側が新様式の受付に対応したときは、以後のバージョンで法人税電子申告プログラムの対応を行います。

参考：

地方税ポータルシステムホームページ「お知らせ 2013/08/20 税制改正に関する対応について」  
<http://www.eltax.jp/newsarticle.2013-08-20.0000000002/index.html/>  
(読み替え表、および書面による提出条件が公開されています)